

令和5年度第4回平塚市国民健康保険運営協議会  
次 第

日 時 令和6年1月18日（木）  
午後2時～午後4時  
場 所 平塚市役所本館4階 410会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 平塚市国民健康保険税条例の一部改正  
保険税率の見直し 諮問事項
- (2) 令和6年度平塚市国民健康保険事業特別会計 当初予算案と事業の概要
- (3) 平塚市国民健康保険第2期データヘルス計画（第4期特定健康診査等実施計画）の  
パブリックコメント結果について
- (4) その他

3 閉 会



5平保年第820号

令和6年(2024年)1月18日

平塚市国民健康保険運営協議会

会長 古城 隆雄 様

平塚市長 落合 克宏

平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（諮問）

このことについて、本市国民健康保険税の税率を改定するため、貴協議会に諮問いたします。

## 1 諮問理由

平成30年度からの国民健康保険制度改革により、都道府県が将来的な保険税負担の平準化を進めるため、市町村ごとの標準保険税率を算定・公表し、市町村は県が示す標準保険税率を参考に、国民健康保険税の算定方式等を定め、税額を決めることとなりました。

本市としても、県が示す標準保険税率の算定方式を参考に、本市国民健康保険の被保険者の状況や、本市の財政状況等を踏まえ、令和6年度の保険税率の改定を実施するものです。

## 2 諮問事項

### (1) 税率

(医療分) 基礎課税額の税率に関する改正 (第7条第1項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
現 行	6.96%	28,270 円	18,530 円
改定後	7.29%	28,530 円	18,500 円

※ 特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※ 特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

(支援金分) 後期高齢者支援金等課税額の税率に関する改正 (第7条第2項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
現 行	2.82%	10,920 円	7,160 円
改定後	2.99%	11,440 円	7,420 円

※ 特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※ 特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

(介護分) 介護納付金課税額の税率に関する改正 (第7条第3項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割	世帯別平等割額
現 行	2.90%	11,740 円	5,940 円
改定後	2.88%	11,690 円	5,770 円

(2) 減額（低所得者の軽減措置）

国民健康保険税の減額に関する改正（第11条関係）

（医療分）

	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
現行	19,789円	12,971円	14,135円	9,265円	5,654円	3,706円
改定後	<b>19,971円</b>	<b>12,950円</b>	<b>14,265円</b>	<b>9,250円</b>	<b>5,706円</b>	<b>3,700円</b>

※特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

（支援金分）

	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
現行	7,644円	5,012円	5,460円	3,580円	2,184円	1,432円
改定後	<b>8,008円</b>	<b>5,194円</b>	<b>5,720円</b>	<b>3,710円</b>	<b>2,288円</b>	<b>1,484円</b>

※特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

（介護分）

	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
現行	8,218円	4,158円	5,870円	2,970円	2,348円	1,188円
改定後	<b>8,183円</b>	<b>4,039円</b>	<b>5,845円</b>	<b>2,885円</b>	<b>2,338円</b>	<b>1,154円</b>

※7割軽減は、世帯の所得の合計額が

43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円以下の場合

※5割軽減は、世帯の所得の合計額が43万円を超え、

43万円＋29.5万円×被保険数者＋（給与所得者等の数－1）  
×10万円以下の場合

※2割軽減は、上記軽減が受けられない世帯で、所得が

43万円＋54.5万円×被保険数者＋（給与所得者等の数－1）  
×10万円以下の場合

### 未就学児の均等割額の減額

(医療分)

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
	均等割額	均等割額	均等割額	均等割額
現 行	24,030 円	21,203 円	16,962 円	14,135 円
改定後	24,251 円	21,398 円	17,118 円	14,265 円

(支援分)

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
	均等割額	均等割額	均等割額	均等割額
現 行	9,282 円	8,190 円	6,552 円	5,460 円
改定後	9,724 円	8,580 円	6,864 円	5,720 円

### 3 施行期日

令和6年4月1日

### 4 条例新旧対照表

別紙のとおり

## 平塚市国民健康保険税条例の一部改正に伴う新旧対照表

— 改正部分

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>(税率)</p> <p>第7条 第2条第2項に規定する基礎課税額の税率は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額 <u>100分の6.96</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万8,270円</u></p> <p>(3) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。))及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をい</p>	<p>(税率)</p> <p>第7条 第2条第2項に規定する基礎課税額の税率は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額 <u>100分の7.29</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万8,530円</u></p> <p>(3) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。))及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をい</p>	<p>国民健康保険税の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から低所得者世帯に対して減額する額並びに基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額から未就学児がある世帯に対して減額する額を改定するほか、必要な規定を整備する。</p>

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>う。以下同じ。)以外の世帯 1世帯について <u>1万8,530円</u></p> <p>イ 特定世帯 1世帯について <u>9,265円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 1世帯について <u>1万3,897円</u></p> <p>2 第2条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額の税率は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 <u>100分の2.82</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万920円</u></p> <p>(3) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>7,160円</u></p> <p>イ 特定世帯 1世帯について <u>3,580円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 1世帯について <u>5,370円</u></p> <p>3 第2条第4項に規定する介護納付金課税額の税率は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 介護納付金課税被保険者に係る所得割額 <u>100分の2.9</u></p> <p>(2) 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,740円</u></p>	<p>う。以下同じ。)以外の世帯 1世帯について <u>1万8,500円</u></p> <p>イ 特定世帯 1世帯について <u>9,250円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 1世帯について <u>1万3,875円</u></p> <p>2 第2条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額の税率は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 <u>100分の2.99</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,440円</u></p> <p>(3) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>7,420円</u></p> <p>イ 特定世帯 1世帯について <u>3,710円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 1世帯について <u>5,565円</u></p> <p>3 第2条第4項に規定する介護納付金課税額の税率は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 介護納付金課税被保険者に係る所得割額 <u>100分の2.88</u></p> <p>(2) 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,690円</u></p>	



現 行	改 正 案	改正要旨
<p>(3) 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>5,940円</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からそれぞれ当該各号のア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれ当該各号のウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれ当該各号のオ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)第56条の89第2項第2号イに掲げる世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1万9,789円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応</p>	<p>(3) 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>5,770円</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からそれぞれ当該各号のア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれ当該各号のウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれ当該各号のオ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)第56条の89第2項第2号イに掲げる世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1万9,971円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応</p>	

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>1万2,971円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>6,486円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>9,728円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>7,644円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>5,012円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>2,506円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>3,759円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>8,218円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,158円</u></p> <p>(2) 政令第56条の89第2項第2号ロに掲げる世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険</p>	<p>じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>1万2,950円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>6,475円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>9,713円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>8,008円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>5,194円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>2,597円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>3,896円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>8,183円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,039円</u></p> <p>(2) 政令第56条の89第2項第2号ロに掲げる世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険</p>	

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1万4,135円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>9,265円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>4,633円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>6,949円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,460円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>3,580円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>1,790円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>2,685円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,870円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世</p>	<p>者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1万4,265円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>9,250円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>4,625円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>6,938円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,720円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>3,710円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>1,855円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>2,783円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,845円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世</p>	

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>帯について <u>2,970円</u></p> <p>(3) 政令第56条の89第2項第2号ハに掲げる世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,654円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>3,706円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>1,853円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>2,780円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>2,184円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>1,432円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>716円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>1,074円</u></p>	<p>帯について <u>2,885円</u></p> <p>(3) 政令第56条の89第2項第2号ハに掲げる世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,706円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>3,700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>1,850円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>2,775円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>2,288円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 (ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>1,484円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>742円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>1,113円</u></p>	

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>2,348円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,188円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに定める額を減額した世帯 <u>2万4,030円</u></p> <p>イ 前項第2号アに定める額を減額した世帯 <u>2万1,203円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに定める額を減額した世帯 <u>1万6,962円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万4,135円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>2,338円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,154円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに定める額を減額した世帯 <u>2万4,251円</u></p> <p>イ 前項第2号アに定める額を減額した世帯 <u>2万1,398円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに定める額を減額した世帯 <u>1万7,118円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万4,265円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p>	

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>ア 前項第1号ウに定める額を減額した世帯 <u>9,282円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに定める額を減額した世帯 <u>8,190円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに定める額を減額した世帯 <u>6,552円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,460円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に政令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、それぞれ第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書又は同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、これらの規定に定める額)とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の30の5に定める場合には、出産の日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保</p>	<p>ア 前項第1号ウに定める額を減額した世帯 <u>9,724円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに定める額を減額した世帯 <u>8,580円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに定める額を減額した世帯 <u>6,864円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,720円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に政令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、それぞれ第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書又は同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、これらの規定に定める額)とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の30の5に定める場合には、出産の日。<u>以下同じ。</u>)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保</p>	

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>           険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条第1項第2号の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分ごとに<u>出産被保険者1人について算定した額</u> </p> <p> <u>ア 第1項第1号アに定める額を減額した世帯</u>  <u>イ 第1項第2号アに定める額を減額した世帯</u>  <u>ウ 第1項第3号アに定める額を減額した世帯</u>  <u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u> </p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条第2項第2号の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分ごとに<u>出産被保険者1人について算定した額</u></p> <p> <u>ア 第1項第1号ウに定める額を減額した世帯</u>  <u>イ 第1項第2号ウに定める額を減額した世帯</u>  <u>ウ 第1項第3号ウに定める額を減額した世帯</u>  <u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u> </p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条第3</p>	<p>           険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条第1項第2号の規定により算定した被保険者均等割額<u>(第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の被保険者均等割額)</u>の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額         </p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条第2項第2号の規定により算定した被保険者均等割額<u>(第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の被保険者均等割額)</u>の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条第3</p>	

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>項第2号の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分ごとに出産被保険者1人について算定した額</p> <p>ア 第1項第1号オに定める額を減額した世帯  イ 第1項第2号オに定める額を減額した世帯  ウ 第1項第3号オに定める額を減額した世帯  エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</p> <p>(出産被保険者に係る届書の提出)</p> <p>第14条 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>2～4 省略</p>	<p>項第2号の規定により算定した被保険者均等割額(第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(出産被保険者に係る届書の提出)</p> <p>第14条 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>2～4 省略</p>	